

(第一類 第十一号)

衆第五五回国会 遅信委員会 議録第十九号

(五〇)

昭和四十二年七月五日(水曜日)

午前十時四十五分開議

出席委員

委員長 松澤 雄藏君

理事 秋田 大助君

理事 佐藤洋之助君

理事 田村 元君

理事 森本 靖君

理事 中曾根弘君

小渕 恵三君

上林山榮吉君

四宮 久吉君

中曾根康弘君

橋本登美三郎君

井手 以誠君

樋上 新一君

古内 広雄君

水野 清君

金丸 德重君

田代 文久君

小林 武治君

郵政大臣

郵政大臣官房長

郵政省簡易保険局長

郵政省電波監理局長

出席政府委員

郵政大臣

郵政大臣官房長

郵政省簡易保険局長

郵政省電波監理局長

本日の会議に付した案件

昭和二十二年以前の郵便年金契約に関する特別
放送法(内閣提出第八六号)

放送法の一部を改正する法律案(内閣提出第一
号)

日本放送協会人
専務理事

日本放送協会人
専務理事

日本放送協会人
赤城 正武君

出席國務大臣

郵政大臣

郵政大臣官房長

郵政省簡易保険局長

郵政省電波監理局長

議論があります。こういうものは法律で認められることがありますので、まだいずれともきめておりません。いまはまだ契約しなければならない、こうしたことになつておつて、予算を提出して、予算措置法案及び放送法の一部を改正する法律案の両質疑の申し出がありますので、これを許します。権限上新一君。

○松澤委員長 私は放送法の一部改正案についてお尋ねしたいと思います。冒頭に、先週の二十九日の委員会での大臣の発言についてお尋ねしたいと思います。

二十九日に郵政大臣は森本委員の質問に答え、放送法、電波法の根本的改正案を次の通常国会に提出したいと述べになりましたが、当委員会で現在審議を進めている放送法の一部改正案が成案を見た場合、根本的な改正案では三十二条だけ触れないもりか。三十二条に触れるとすれば、現在審議している一部改正案との関連はどうなるか。根本的改正案を通常国会に提出することがわかつていて、いま来年四月一日施行の一部改正案を審議するのは納得ができないが、これらの点について大臣のお考えをお聞きしたいと思います。

○小林国務大臣 ただいま提案申し上げておるのは、日本放送協会の予算編成もすでに八月に迫っている、したがつてこれをこの際決しておくことの必要があろう、こうしたことでお願いをしておるのであります。放送法の改正案を来年度出したい、こうことは出したいということで、これはわれわれの意図を申し上げておるわけありますし、それでは間に合わない、こういうことはまだわかつておりません。たとえばあれがいまいろいろな条に触れるか触れないか、こういうことはまだわかつておりません。たとえばあれがいまいろいろな

○権上委員 わかりました。それでは放送法一部改正案の内容についてお尋ねしたいと思いますが、先週秋田委員、森本委員から質問がいろいろ出ました。多少重複する個所もあると思いますが、いま一度確認する意味と、また私の聞きのがした点もあると思いますので、あらかじめ御了解の上、いま一度重複したところもお答えを願いたい。それは前に答えたじやないかということをなして、もう一べん確認する意味でお伺いする個所もあるかと思いますので、その点ひとつ答弁のときによろしくお願いいたしました。

まず最初お断わりしておきまして、テレビとラ

か、そういうようなことをやつたらどうかといふことを聞いたのですけれども、つまり、その減収分があまり影響ない、こうおっしゃるならそれまでですけれども、それではその減収分は財投にたよるというお考えはないのですね。

○佐野参考人 カーテレビに局限してお答え申しますれば、御承知のようにカーラジオと異なりまして、自動車に直接適応するようなテレビジョンのセットは今日つくれておりません。したがいまして、たとえば世帯の中にあります、いわゆるポータブルテレビを若干車内に持ち込む。しかもそれは契約単位者であります世帯の構成員が利用するというようなことでございまして、現にカーテレビとして協会が契約をいたしておるのは、ほんとうに率直にいって七百という数字でございまして、今後におきましてもこの数字が非常に発展するというふうには考えられません。そこがラジオとテレビの性質の違いかと考えております。またよろ気はないとおっしゃるのですね。どうです。

○小野参考人 そういう気持ちはございません。
○樋上委員 私は経営が行き詰まつたことを考え
ていろいろ話をしたのですけれども、そんな心配
はない。NHKは収入の面も経営の面も堅固であ
る。そんな心配をする必要はないじゃないか、老
婆心であるというようにおっしゃるならば、それ
でしまいかんですけれども、私はいろいろと健全
財政を——長期に経営し、またNHKでも収入の
入る面としては、また違った面で収入を得ていつ
たらどうか。

この前おもしろい話が森本委員から提案された
のですが、鉄塔のところに広告利用をする。それ
で収入を得るという考えはないかというようなこ
とも聞かれましたが、私もいろいろ考えまして、
放送法の一部を改正して、NHKにおいて、ある
一定の時間にコマーシャルをつけるという方法を
考えてみたらどうか、この点は郵政大臣またNHK
の今井部はどうのよう考へてござつたる。

あるいは十一時から十二時までの一時間とか、時間は別としてNHKが放送法を改正して、ある区切った時間に限ってコマーシャルをつけたら資金の面でも相当あるのではないかと思うのです。減収の面についてはそういうことも考えてみたらどうか、この点について大臣やNHKの幹部はどうお考えになつておるか、一べんお聞かせいただきたいと思います。

○小林国務大臣 NHKの使命から見て、私は適当でなからう、たとえばいまの、先般森本委員から電波の送信塔に広告をというお話をありましたが、民間におきましても、たとえば芝のあれにも広告は出でていない。私は非常に躊躇なるのではないか、こういうような感じがいたしまして、まだにわかに賛成いたしがたい。

また放送の中にコマーシャルを入れるということは、NHKとしては私はなすべきでない。そのほかの方法に——いまのような方法でいろいろ費用を適当に見積もつていいがそれがよい。たとえばCMを入れただけでも、必ずしもそのためにNHKが中止にやれるかどうか、こういうような問題も起きてくる。かように私は考えております。

○小野参考人 先ほどラジオの乙の契約の廃止、あるいはカーテレビの問題等に因起をいたしまして、そういう財源の穴埋めに財投を要求する意思ありやいなや、こういう御質問に対しまして、その意思はございません、と申しました。それは決してNHKの財政状態が未來永劫に安泰であるといふような楽観的ムードで申したのではございません。今日の財投にいたしまして、これは外部資金の一つでございますけれども、その手段方法は放送債券の引き受けをしていただくということになつております。放送債券に関しましては、市場消化の道もございまますし、そういう方面において、必ずしもその限りにおきましては財投に結びつかないということを申し上げたわけでござい

まして、決してNHKの財政が非常に豊かで非常に安泰であるということではございません。今日、甲契約を、すなわちテレビでございますが、過

去非常に急速な伸びをいたしましたけれども、今日本どうやらこれらも飽和点に達しまして、今後の増加は前年に比しますと、非常に微々たるものになつております。今日直ちにはございませんが、いすれば将来において値上げの必要もあるらしかと思います。そういう状況でございますので、決して財政が非常に豊かであるというような印象で申し上げたわけではございません。とは申しましても、いろいろと企業努力をいたしまして経費の効率的な利用の方法なり、またいろいろな努力をいたしまして、できるだけ値上げを避けて現状の収入でもって必要な事業を営んでいかなければならぬことは当然でございます。その意味におきまして、現在の通常の手段によります受信料収入以外に、品位を害さないで非常にかつこうな財源があれば、そういうものの調達も考えるべき必要はあるかと思ひますが、それかと申しまして現在のN.H.K.のある一定の時間をコマーシャルをつけて、そういう商業採算の方式も加味するという問題は、現行の放送界の秩序は、そういうことと現存をして經營をするいわゆる民間放送の系列と、そういうことをしてはならない受信料の収入をもつてこれに充てていく、なおこれによつて不足を来たします建設等の所要資金は、借り入れ金あるいは放送債券の外資資金の調達も可能であると、そういうことを分かれています。そういう意味から申しますと、たとえ一部でありますと、そういうコマーシャルの収入に依存いたしますことは、現在の民間放送とN.H.K.の二大放送の系列の秩序に根本的変動を来たしまして、N.H.K.の性格自体を今日の状況から見ると本質的变化を來たすであろうと思います。そういう意味合いから申しまして、にわかにそういう面につきましてのお答えを申し上げかねるわけであります。

るべきでない。しかしこれがこの間言つた鉄塔に広告するという点については、これは現行放送法においても許されてゐる、できるわけあります。ただ問題は美観をそこなうかどうか、N H K とての品位をそこなうかどうかという問題にかかってくるわけであります。しかしながらこの場合も、はつきり言うと夜鉄塔があるかないかわからないのですよ。それに広告をやつてもそれが N H K の鉄塔かどうか他から見た場合にははつきりわかりませんよ。だからいまいわゆるラジオの聴取料が減つた。そういう場合に幾分かでも財源を持ちたいという場合に、私はおそらく全国でやれば数億円になるとと思う。しかもこれがつまらぬ広告をするということになつては何ら私は差しつかえがないというふうに考えておるわけあります。だから放送にマーケシャルを入れるという問題と、私がこの間提起をしたところの鉄塔に広告をするということとは全然これは別個の問題であります。鉄塔に広告をするという点については、これは N H K に検討させてみたらどうですか。大臣が好ましくないなんということをいま書うのは少し軽率にすぎるとと思う。どうですか、大臣。

○ 小林国務大臣 検討してもらいましょう。

○ 檀上委員 いろいろと収入の面をこういうふうにしたらどうかというふうに考えて、健全財政の長期構想で当然合理化、自動化による節約がうたわれると思うのですが、当分は値上げしなくともいい、私は三百三十円をむしろ三百円に値下げしてもらいたい、このくらいに思つていろいろ申し上げておるわけであります。そういうよろに会長がお答えになりましたこと、健全な方針でやつていつてもらうことは私たちの願うところであります。それならば安心していけるのですけれども、先ほどからちょっと話を聞いてみますと、減収分に対し何らかわりがないような印象も受けましたし、またカラーテレビにおきましてもそういうものは徴収しなくてよいといける、ゆうゆうたるようには感じたから老婆心ながらこういうこと

を申し上げたのでありますけれども、当分は値上げせずにいけるのだ、こういうことですね。——そういうようになります。受信料の収入と
いう点についてはこれで打ち切ります。
それでは顔を変えましてヨーロッパのB.B.Cで

本居宣長著　浮城子

○佐野参考人 御質問の趣旨がカラーテレビに限つてのこととございましょうか、それとも一般的な受信料制度全体についての御質問でございましょうか。

れでこの三百三十円にこだわらずに、適正な料金水準を定めるべきだと私は思うのです。値下げをする、三百円なら三百円にする、そういうようなことを、NHKは料金体系について調査委員会などを設けて根本的に検討する考えはないのでありますか。

すと、そのような徴収では非常に微々たるものでございまして、そこに大きな企業努力をあわせ用いませんと、料金値上げなくしてやっていけないのではないかというような長期見通しを実は持つておるような次第であります。

テレビは特別に料金を取るというような考えはございませんでしようか。またいまわかつておれば各國の受信料はどうなつておるかということを知らしていただきたいと思うのですが……。

○佐野参考人 現行におきまして世界じゅうあらゆる放送機関においてカラー・テレビジョンの特別料金を取つておるところはございません。ただ先ほどもおつしやいましたように、この十一月にイ

○小野参考人 これは、いつぞやの委員会でも会長が申し上げましたように、たしか予算を御審議いたぐ過程であったと思いますが、今年度そのような検討をいたします機関をつくりまして、それをによつて結論を得たいということを御答弁申し

十七年度までにおきましては、ラジオ料金は八十五円でございました。テレビ料金は三百円でございました。テレビ、ラジオ両方を利用すれば三百八十五円の料金をいただいておつたわけでござりますけれども、トランジスタラジオの普及その他によりまして、ラジオ、テレビ両方の所在を突きま

おあげになりましたが、BBCにおきましてはそのような考え方を持つておるようでござります。もともと白黒時代におきましてもBBCの財政は非常に行き詰まつておるようございまして、何とか放送系列をやりてそれによつて四ポンドの料

○ 横上委員 今度改正案で受信料は一本化され
る、来年度予算案では所々原本紙が出て
一テレビセットを備えたものに追加受信料として
五ポンドを加える、こういうことになるようだ
ざいます。

をやるかという事業計画が確定いたさなければなりません。N H Kにおきましては、現在、将来数十年間のそういうた事業構想のビジョンを策定いたしました。そういうものが基本になりましたて、はたしてどれだけの金額が必要であるか、それをどのように設定をするかという段階になるわ

とめることは非常に困難でございます。そういう場合にはテレビの契約とラジオの契約で三百円プラス八十五円をいただくたまえになつておつたわけござりますけれども、一方をおえぱいいだらう、ラジオがない、テレビだけしかないといふことで三百円しか払わない、あるいはテレビをもつて八十五円しか払わない、そういう法律制度

す前々から考えておったようでございます。たまたまカラー時代に入らうというときに、これも一
つの財源になりますので、そういう面において
BBCではカラーの特別料金制度をとられるやに
聞いておりますが、NHKにおきましてはすでに

○小野参考人 今年度予算までにおきましては料金のそれは甲乙の二本の体系になつております。ただいま御審議中の法案が成立いたしますと、来年度予算におきましては料金は甲料金一本でござります。そななつてきますと、甲というの是非常

しますか事業構想が先行いたしませんと、いま直ちにそういった委員会をつくりましても審議も非常にむずかしかろうと思ひます。いずれはそうちつた構想が確定をいたしますと、受信料関係の面につきましても、そういういた審議機関を設けて、将来向けの検討をいたしてみる必要があらうでござります。いろいろお尋ねの方に対する

上からいきますときわめて不都合な状況を来たしましたわけでございます。こういう料金体系上の非常な不都合をなくするために、八十五円のラジオ料金は五十円に引き下げ、三百八十五円の支払いを要するテレビ、ラジオ二本立ての契約は一本契約にいたしまして、今日の三百三十円にいたしたというものが過去の経過でございます。その当時の

ども、これに対しても、当初から特別料金を設定いたしてございません。今後日本におきましても、カード一チケットの拡充の面は考えなければならない段階になつております。現に本年度の予算におきましてもかなりの拡充を考えております。明年度以降の予算においてもそのような事業計画を立て、実現する必要があるうかと思ひますが、この問題につきまして現在の段階といたしましては先日会長もお詫び申し上げましたとおり、目下のところカラーニュースに対する特別料金を設定しようという考えは持つております。

るゆえんのものは、放送界の今日の発展の状況が
らいたしましてほとんど大部分はテレビ、ラジ
オ、そのテレビにおきましても白黒、カラーや、ラジ
オも中波、短波、すべてこれを監視しておられ
るような状況でございます。そういった事情に着
目いたしまして放送料金というような観念でいく
べきものではない、このように考えます。名称は
ともかくといたしまして、明年度の予算におきま
しては、受信料収入の面につきましては放送料收
入といつたものに一本化されることに相なるわけ
でござります。

まして、NHKの財源は非常に安泰である。あるいは三百三十円は引き下げも可能ではないかといふような御印象を持たれたようでございますけれども、今年度の予算の規模で申しますと受信料の収入は七百七十億でございます。これに対しまして、前年に對して増加をいたしますいわゆる受信料の純増加分はたかだか四十億から四十五億でござります。日本の各企業の成長率から申しますと、非常に低いものになつてまいっております。既存の事業を切つて捨てればもちろん金は出でまいりましようけれども、将来UHF対策、FM関係の問題、カラーの拡充、衛星関係等諸般の事業

それは、あまり先の将来を見越しまして朝令暮改の料金にならないよう、安定した長期料金であるように構想をいたしまして、その際にはいろいろな将来向けの事業計画を用意いたしましたと同時に、外部の学識経験者にも御委嘱をいたしまして料金の調査委員会を設け、また国会におきましても通信部会にそういう料金関係の調査の機関を持たれまして、厳密な検討の上に今日の制度が実はれたれましても、嵩張るをいたしたわけでございます。来年度以降の帰着をいたしたわけでございます。来年度以降の問題につきましても、乙の問題は料金からいたしてみますと金額的には非常にわずかでございますけれども、将来の事業計画の構想、これに要する財源の関係について的確な見通しを持たなければ

ら資料でまた報告してもらつていひですが、わか

にラジオの普及の時代には六十円でしたかね。そ

計画に盛られるであります。どうぞ事柄を考えてみま

いれども、将来的事業面の構想、これに要する財源の関係については的確な見通しを持たなければ

ばかりませんので、事業計画の構想がまとまりました

したならば、将来の料金体系はどうあるべきか、これはあわせて当然に検討いたさなければならぬ問題であらうと思いますので、長期構想ができる次第そのようなことは考えてまいりたいと思っております。

○樋上委員 わかりました。わが公明党といたしましては、受信料といふものは大衆負担になりますし、公共料金の性格を有するものであるという観点から、なるべく安い受信料で適切な放送サービスを提供するようにしてもらいたいと考えておりますが、今後も経営の合理化を進め、受信料の収入を有効に将来計画の実施に使用してもらいたいということを希望いたしております。

また、契約乙が廢止されたからといって、ラジオの普及をおおざりにしてもらつては困る。番組会首脳部は常日ごろからラジオ輕視にならないよう心してもらいたい。こういうふうにお願いしたいと私は思うのでございます。

それから、この前も話が出ましたように、テレビによる政見放送について私からも大臣にお伺いしたいのですが、政見放送を実施するとすれば県別放送が必要となってくる。いまの総合、教育の波が必要と思いませんが、郵政大臣はこの点どうお考えになりますか。

○小林国務大臣 これは第三放送という問題でなくて、政見放送、選挙等にテレビを使うというところには、いまの広域放送圈をそのままぐらんくことはできない。したがつて、近畿にしてもあるいは東京にしても、いまの放送局の波の届く範囲の中においてもやはり各県に新しいテレビ局を置く必要が出てくる、こういうふうに私は考えます。したがつて、これは選挙制度審議会なり政党あるいは政府の考え方いかんによってはさよな局を新しくつくる必要が必ず出てくる、かよう

に考えております。

○樋上委員 N.H.K.が政見放送をやつておるときには、同じように民放も政見放送をやらなければなりませんね。チャンネルを合わせてみたら、N.H.K.は政見放送をやつておるのに、民放のほうは娛樂番組をやつておる。これではさっぱり政見放送を聞きませんので、民放もN.H.K.も同じ時間は全部、どこをかけても政見放送をやつておるというようなことはどうでしょう、きめられないものでしょうか。

○小林国務大臣 それは適当なあんばいができると思います。○樋上委員 そこでこれはN.H.K.のほうにお伺いしたいのですが、テレビで政見放送について各國はどういうぐあいにやつてているのでしょうか。まあ外國もやつていると思うのですが、どういうぐあいにやつていてるのですか。これはいまわからなければあとで資料を出してもらつてもけつこうですか。

○小林国務大臣 これが効果はもういまのVの波が一ぱいになつちやつて、新しい親局の免許ができない。したがつてUを使用することによってVの制限をのがれて、そして別に新規な民放局が設置できる、こういうことでござります。

○樋上委員 德島でN.H.K.実験局の実験結果がまきました。たがつてUを使用することによってVの制限をのがれて、そして別に新規な民放局が設置できる、こういうことでござります。

○小林国務大臣 これが効果はもういまのVの波が一ぱいになつちやつて、新しい親局の免許ができない。したがつてUを使用することによってVの制限をのがれて、そして別に新規な民放局が設置できる、こういうことでござります。

せんが、私の記憶する限りにおいて、そうお答え申し上げます。

○樋上委員 わかりました。

それでは今度はひとつ小林郵政大臣にお伺いしたいのですが、小林郵政大臣は、先日の委員会でU.H.F.の採用を明らかにしたが、U.H.F.はどのような効果をもたらすのか、V.H.F.との技術的な違い、長所は大体わかっているのですが、政治的な効果をお聞きしたいです。

○小林国務大臣 これが効果はもういまのVの波が一ぱいになつちやつて、新しい親局の免許ができない。したがつてUを使用することによってVの制限をのがれて、そして別に新規な民放局が設置できる、こういうことでござります。

それによつてチャンネルプランを考える、こういうことです。

○浅野政府委員 ただいま申し上げましたN.H.K.の実験結果と、それから私どものそれにに対する見解それからUの波が大都市におきましてはある程度減衰するのではないか、こういった面で、私どものほうにおきましても、東京、大阪、徳島において別途大都市減衰の状況を検討いたしておりました。

○小林国務大臣 この結果の分と、それから受像機につきまして検討さしておりましたあるデータがございますが、こういったものを合わせまして技術審議会で聞いていただきたいと申します。

○小林国務大臣 これが効果はもういまのVの波が一ぱいになつちやつて、新しい親局の免許ができない。したがつてUを使用することによってVの制限をのがれて、そして別に新規な民放局が設置できる、こういうことでござります。

○小林国務大臣 ありませんか。 私どもは年内にさような処置が

○通上委員 そうですね、お同士にするのですが、丘義
ふうに御承知願います。
とりたい、かように考えておりますし、具体的の
場所については、前会も、長年懸案になつておつ
た緊急の地区、こういうふうに申し上げておるの
でありますて、どこどここの場所、こうしたことは
まだ申し上げられるような段階はない、こういう

○三熊参考人　ただいま民放の新設その他についてもNHKは努力すべきではないかと、いう御意見です。郵政省と協力してこのキー・ステーションの設置ということに力を注ぐべきだと思いますが、NHKの幹部の方々いかがでございましょう、この点。

○樋上委員 わかりました。
ボイントでお話ししました。共同徵収につきましては御承知だと思いますが、共同徵収される場所においては費用の約三分の一はN H Kが負担していきます。したがつて、その共同徵収される組合 자체が民放ももちろん入るようになっておられる、こう思っています。

じ徳島のVの電力はわずか一キロワットでやはり十三万世帯をカバーしておる。つまりこれだけUHF局は普通のVHF局より電力をよけいに使うし、設備投資もかかるわけですが、採算を度外視してU局をつくって、受像機の普及度ゼロのエリアの上にどうして経営が成り立つか、心配はないか、こういう点を私は思うのですが、いかがで

それでは大臣にお伺いいたしますが、現在VHFテレビの受信機がこれだけ多く普及しておりますが、オールチャンネル受信機に切りかえる家庭はUになつたときにごく少ないのではないかと思うのですね。VHFのテレビの受信機の耐用年数を見ても五年はかかる。またコンバーターをつけても七千円くらいはかかる。聴視者も二の足を踏む

うが、やがてオールチャンネル受像機の普及によってこれら特朗ツ、つらつらと思つて

たい。
○小林国務大臣 お話のようによまだオールチャンネルの普及がうまくいっておらないということでござりますから、Uの免許がある程度できればそれに伴つて当然オールチャンネルの受像機が普及はできる、こういうふうに思いますか、私どもた

○樋上委員 私はUHFの採用には反対するわけではありませんし、また免許を受けようと考へておられる方も同様の考へでおやりになる、こういふうに思つております。

だいまの見通しでは、たとえば年内にそういうふうな事態が出るとしても直ちに採算がとれるという見通しは持っておりません。あるいは二年、三年は黒字にならないかも知れない、こういうふうなことを考へておるし、また免許も受けるほうにおいても十分それはお考へになるべきである、こういうふうに思います。テレビの免許さえあれば

もうかるなどという誤解が世間にには相当あるよう
であります。が、これらのはしばらくの間さよ
うなことにならないだらう、われわれはそう思つ
ておりますから、そのことはみな世間にそりう
認識を持っていただいたほうがよかろう、こうい
うふうに考えます。

O 棚上委員 そこで私はNHKのほうにお伺いし、また希望申し上げたいと思うのですが、公共性の立場から協力してこの解決に乗り出すという意気はあるかないか。NHKだけ受像できればよ
○小林国務大臣 御意見はよく承りまして、これらの検討の対象になるべきもの、かように考えま
す。

ための新規投資等、かなりの費用を考えなくてはならないと言つてゐるが、電波監理局長はこの点についてどのように見ておられるか、承りたいと思ひます。

○淺野政府委員 いまお話をうちで、アメリカの例を御引用になられましたが、アメリカと日本におきましてはだいぶ実情が違つてくると思つています。

〔志賀委員長代理退席、委員長着席〕

アメリカにおきしましては、Uを伸ばしてまいりましたのは、主として教育局を中心と伸ばしてきております。したがいまして、経営上当初から非常に困難をきわめている、この点ははつきり申し上げられると思います。日本におきましては、現在すでにUの局は、二次局、微小局を入れると数百局になつておりますし、親局がある程度免許になつてまいりますと、アメリカにおけるよりはオールチャンネルの受像機というものは自然に出回つてくるんではないか。と申しますのは、メーカー自身が、昨今、アメリカのオールチャンネル法が成立しまして以来、輸出のテレビセットは全部オールチャンネルであります。したがいまして、まず生産体制におきましても十分な準備ができ上がつてゐる。それから、値段におきましてもそう高いものでもないといったところから、自然のままに置いても案外伸びていくのではないか、かように思つております。それで、テレビの絵に対する需要といふものは、外國に比べまして日本においては非常に強いあります。普通の絵を見たいといった面が非常に強いようでありますから、アメリカにおけるようなことはない。ただし、全体的には、大臣がただいま申し上げましたような線は、これは残るわけありますが、しかしアメリカにおけるようなことにはなりますまいというふうに考えております。

○樋上委員 最後に大臣にお伺いしたいのです

が、UとVの混在方式をとるのか、それとも、全部Uに切りかえるというお考えですか。これはテレビジョン受像機メーカーだけではなく、聴視者にもかなり影響を与えるので、ぜひほつきりとしあたお考へを明らかにしていただきたいと思うのです。

○小林国務大臣 UとVの混在方式を今後とも続けたい、かように考ておられます。

○樋上委員 時間もありませんね、この辺で。まだ宇宙開発の問題を開きたいと思ひますが、この次に残します。

それでは、この次に宇宙開発の面についてまだお伺したいところがあるのですけれども、時間も、昼になりましたので、きょうは放送法の一部改正にとどめて、私の質問を終わりたいと思ひます。

○松澤委員長 明日午前十時より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十一時五十三分散会

昭和四十二年七月十日印刷

昭和四十二年七月十一日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局